岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

給与および退職手当減額に関する団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

さて、国家公務員給与削減特例法に準じた給与減額支給措置は、月々数万円の給与減額となり、職員の家計にとって大きなダメージとなっています。また、退職手当引き下げ措置も、重大な不利益変更をもたらすものであり、職員の退職後の人生設計に甚大な支障を与えます。いずれも規則改正の提案から決定までがおよそ1ヶ月弱と非常に拙速であります。また、職員への周知や団体交渉も1回しかありませんでした。岐阜大学役員会が、真摯に職員と向き合い、理解と同意を得ようとしていたとは到底思えません。

一方、平成24年度の国立大学法人運営費交付金においては、「給与減額分」として7億7 千万円が当初予算より減額となることが明らかになっています。平成25年度についても同額 の減額が提示されています。この点は、前回の団体交渉の時点では判明していなかったこと であり、この変化によって、改めて具体的な数値に基づいた話し合いができる状況が生まれ ています。

以上の状況を受けて、岐阜大学職員組合は改めて団体交渉を申し入れします。4月5日までに、この申し入れに対する何らかの回答をすることを要求します。この点について役員会が何ら対応策を講じなければ、何らかの対抗措置も考えざるをえません。

要求事項:

- ・ 平成24年度に減額した給与を職員に返還すること。また、平成25年度の給与減額支給 措置を行わない、あるいは可能な限り減額率を緩和すること。
- ・ 上記事項と関連して、平成24年度に減額した給与総額および平成25年度に減額する給 与の見込額、減給措置に伴って減額した掛金・保険金等の事業者負担の細目、運営費交付 金減額の算出根拠を詳細に提示すること。
- ・ 退職手当の調整率を引き下げ前の率に戻す、あるいは可能な限り引き下げ幅を緩和すること。
- ・ 上記事項と関連して、岐阜大学独自に退職手当の調整率を設定できないとする具体的な財源的根拠や検討過程を示すこと。
- 給与および退職手当減額に対する代償措置について講ずること。